

制度5. 塀除却・改修工事補助金

～塀除却・改修工事補助とは～

高崎市では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を防止し、ブロック塀等の安全性を確保するための工事として、損傷、腐食等の劣化が確認できる塀を除却又は改修する工事費用の一部を**予算の範囲内**で補助します。

申請資格	(1) 市税を滞納していない個人又は法人であること。 (2) 塀の所有者又は塀の所有者から同意を得ている者であること。								
工事要件	(1) 道路に沿って設けられている高さが0.8m以上かつ延長が5m以上の塀で、損傷、腐食その他の劣化が確認できるものを除却し（基礎部分のみを残す場合を含む。）、又は0.6m以下の高さへ一部除却する工事であること。 (2) 上記の要件に該当する除却工事（一部除却を除く）に加えて、新たに高さが1.2m以下の補強コンクリートブロック造若しくは鉄筋コンクリート造による塀又は2m以下のフェンス（補強コンクリートブロック造又は鉄筋コンクリート造を併用する場合は、その併用部分の高さは1.2m以下のものに限る。）を築造する工事であること。 (3) 新たに築造する補強コンクリートブロック造等（フェンス併用を含む）による塀については、別紙「ブロック塀築造設計チェックリスト」の要件のいずれにも該当するものであること。 (4) 新たな塀の位置については、道路側へ超えない位置に築造する工事であること。 (5) 市内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者が施工する工事であること。 ※除却工事のみの補助申請でも対象となる（築造工事のみの補助申請は対象外。）。 ※補助対象となる施工内容については、「補助対象イメージ図」を参照すること。 ※狭あい道路（幅員が4m未満でセットバックが必要な道路）沿いである場合は、事前に相談が必要となる。 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業の用に供する施設に係る塀は対象外。								
補助金額	(1) 塀の除却工事 一律2万円（工事費が満たない場合は工事費限度） (2) 塀の築造工事 除却工事後の築造工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額で、上限額は次表の区分に応じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>築造長さ</th><th>上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m以下</td><td>20万円</td></tr> <tr> <td>20m超40m以下</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td>40m超</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table> ※工事費限度額又は乗じて得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額 ※築造の対象長さは、除却前の塀の長さを上限とし、門及び門柱部分は対象外となります。	築造長さ	上限額	20m以下	20万円	20m超40m以下	30万円	40m超	50万円
築造長さ	上限額								
20m以下	20万円								
20m超40m以下	30万円								
40m超	50万円								
注意事項	(1) 本補助金の交付決定後に着手する予定の工事であること(契約締結済であったり、工事着手している場合は申請不可)。 (2) 申請の受付は令和7年5月12日(月)から11月28日(金)まで。 (3) 令和8年2月27日(金)までに完了報告を提出すること。 (4) 本補助金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担すること(本補助金の事前支払いは不可)。 (5) 申請者、見積書の宛て名、契約書の発注者、領収書の宛て名、補助金振込み先の口座名義人は原則すべて同じであることが条件。 (6) 補助金の交付は、対象となる敷地につき1回限りとする。								

○申し込み時に必要な書類

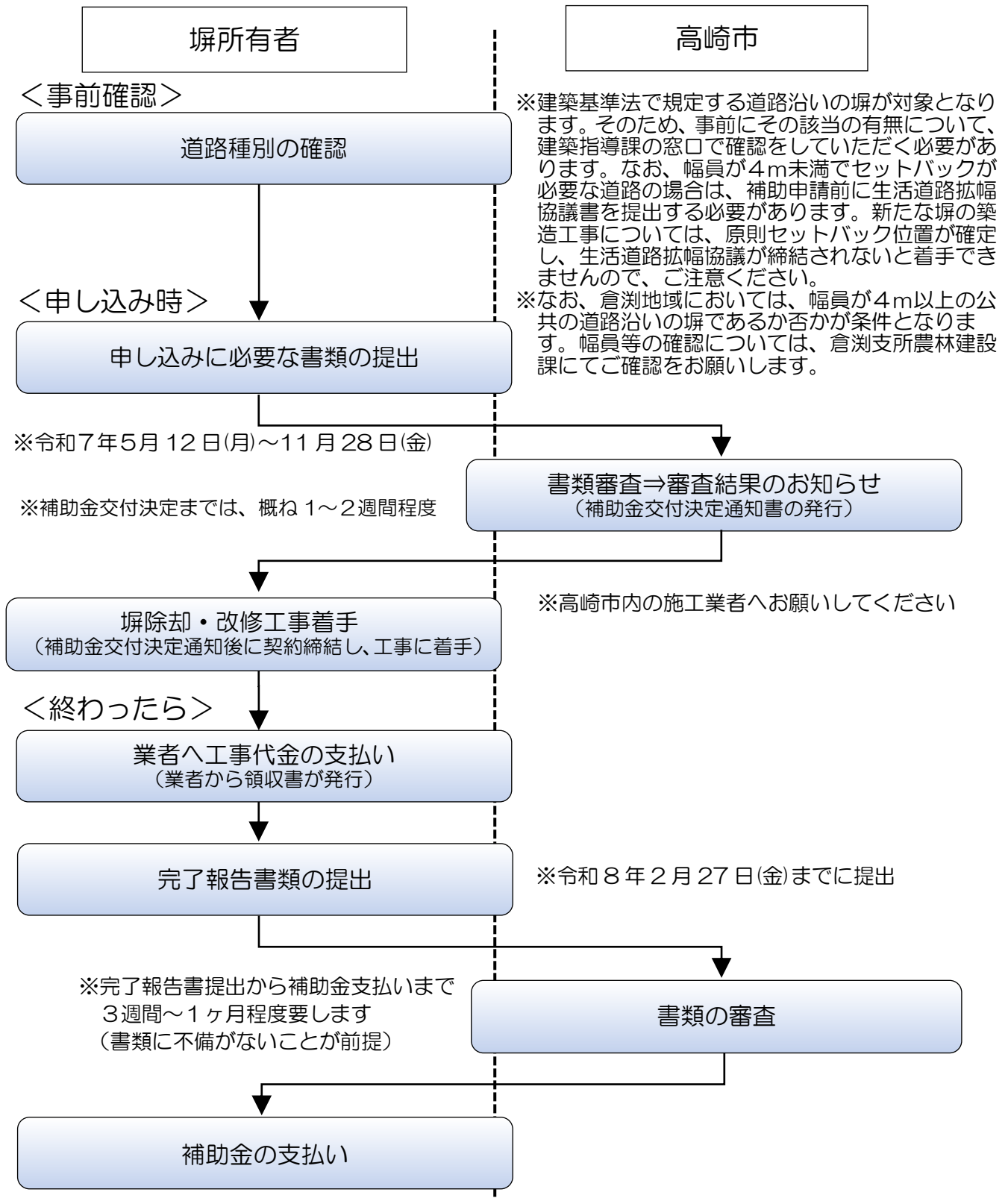
		書類名	条件等
必要な書類	☐	申請書（様式第4号）	
	☐	納税証明書（市税等について滞納額がない証明）	申請者が市税を滞納していないことを証明するもの（申請日前3か月以内に取得したもの）
	☐	委任状	代理人を選任する場合 ※参考様式あり
	☐	所有者からの工事に対する同意書	申請者が所有者以外の場合又は複数所有者の場合 ※参考様式あり
	☐	案内図	
	☐	除却・築造する塀の位置図	塀の位置、高さ、延長を明記
	☐	除却する塀の現状写真	除却する塀の状況（高さ、延長、劣化状況など）が確認できるもの
	☐	工事費用見積書	補助対象経費が分かるもの（※参考様式あり）
	☐	仕様書、 工事平面図及び詳細断面図	塀を築造する場合に必要な書類で、新たな塀の位置、長さ、高さ、壁厚、基礎深さ等が確認できるもの
	☐	築造する塀の仕様に関する ブロック塀築造設計チェックリスト	補強コンクリートブロック造（フェンス併用を含む）の塀を築造する場合に必要な書類
	☐	誓約書	狭あい道路沿いであり、生活道路拡幅協議の締結前に築造工事の補助を申請する場合（※参考様式あり）
	☐	塀の商品カタログ等の写し	新設のブロック、フェンスの仕様が分かるもの
	☐	申請条件確認シート	すべての項目にチェックが入っていること

○工事が終わったら必要な書類（完了報告提出時）

		書類名	条件等
必要な書類	☐	完了報告書（様式第18号）	
	☐	事業実施報告書（様式第19号）	
	☐	工事請負契約書の写し	
	☐	工事写真（日付入り・カラー）	（1）工事前、工事中及び完成後の状況写真 （2）補強コンクリートブロック造の塀を築造する場合は、ブロック塀築造設計チェックリストの各要件が確認出来る写真（根入れ深さ、基礎高、配筋等） （3）主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真 ※交付決定後の手続き案内を確認すること
	☐	領収書の写し	請負業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること
	☐	請求書（様式第16号）	
	☐	通帳等の写し	申請者名義の通帳又はキャッシュカード

○お願い 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。

～ 制度5. 塀除却・改修工事補助金 手続きの流れ ～



お問合せ先、受付窓口 〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築指導課(11F)

電話：027-321-1271 FAX：027-323-5296

メールアドレス：kenchikushidou@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分